

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 25 号

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項第 9 号中「乳幼児」を「子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。別表第 2 市長の項第 10 号において同じ。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(18) 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの

別表第 2 市長の項第 10 号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(31) 第二種健康診断特例区域治療支援事	福祉関係情報
-----------------------	--------

業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの	であって市長が別に定めるもの
--------------------------------	----------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。